

「東北 IM 連携協議会」入会のご案内

R16

◆東北 IM 連携協議会とは？

東北 IM 連携協議会は、会員相互の連携を図り、東北地域におけるインキュベーション活動および地域の発展に資することを目的とする任意団体です。

東北地域のインキュベーション活動関係者の情報交換や事例研究、交流の場として「東北地域インキュベーション・マネージャー交流研究会(東北 IM 研究会)」が平成 15 年から開催されておりました。

この状況を踏まえ、「東北 IM 連携協議会」が平成 20 年 2 月 7 日に設立されました。

ご賛同頂き、是非入会頂きますよう、あわせてお願い申し上げます。

◆活動(予定)

東北 IM 連携協議会は、インキュベーション活動関係者の情報交換や事例研究、交流を目的として以下の活動を実施します。

1)総会・大会

協議会の運営を検討し、会員や関係者相互の情報交換や交流を図るために、年に 2 回の会議と交流会を開催します。この会は、インキュベーション活動関係各位に広く参加を呼びかけ交流を促進します。

2)メールリストの運営

東北のインキュベーション活動関係者の情報流通を促進するために、東北 IM 連携協議会のメールリストを設置し、運営します。

3)研究会など

総会・大会以外に、専門的な話題を設定した研究会や関係機関との連携イベントを検討します。

◆会費(参加費)

当面、年会費は設定しません。(但し、活動に係る費用は、受益者負担を原則とします。)

イベントごとに参加費を設定します。参加の際に徴収します。

◆会員

会員資格は、「インキュベーション活動を実施する団体及び個人」です。

インキュベーション間接的に関係する団体及び個人についても、賛助会員として入会いただけます。

◆お問い合わせ・入会のお申し込み

お問い合わせ、入会ご希望の方は、入会登録書に必要事項をご記入の上、E-mail にて、下記宛にお申し込みください。後日、確認の連絡を申し上げます。

連絡窓口:事務局長 齊藤方達 E-mail: info1@taim.jp

以上

infol@taim.jp 宛

東北 IM 連携協議会 入会登録書

令和 年 月 日

フリガナ	
団体名:	
フリガナ	フリガナ
代表者名:	役職:
住 所: 〒	
TEL:	FAX:
・連絡先 (事務局からの連絡は、一括してご担当へ行います)	
フリガナ	フリガナ
所属部署:	役職:
フリガナ	
担当者名:	
住 所: 〒	
TEL:	FAX:
E-mail: <input type="checkbox"/> : メールリストへの登録不可	

注)個人での場合は、「連絡先」以下をご記入ください。

東北 IM 連携協議会メールリスト追加登録(連絡先以外のメールアドレスを登録する場合に記載)

- 1) 氏名(所属): _____ E-mail: _____
- 2) 氏名(所属): _____ E-mail: _____
- 3) 氏名(所属): _____ E-mail: _____

事務局使用:

・参考資料(1)

東北 IM 連携協議会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は、「東北 IM 連携協議会」(Tohoku Association of IM . 略称「TAIM」)と称する。

第2条(目的)

本会は、会員相互の連携を図り、東北地域におけるインキュベーション活動および地域の発展に資することを目的とする。

第3条(活動)

本会は、目的達成のために以下の活動を実施する。

- 1) 情報発信及び情報共有
- 2) 会員や関係機関のネットワーク形成
- 3) 会員及び関係者のスキルアップ
- 4) その他、目的達成に資する活動

第2章 会員

第4条(種別)

本会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 正会員 : インキュベーション活動を実施する団体及び個人
- 2) 賛助会員: インキュベーション活動に関係する団体及び個人
- 3) 名誉会員: 幹事会が承認した団体及び個人

第5条(会員情報)

本会の会員は、連絡先を本会に届けなければならない。また、変更が生じた場合も同様とする。

第3章 会議

第6条(種別)

本会は、総会及び幹事会を開催する。

- 1) 総会は、全会員で構成する。
- 2) 総会は、年1回の定期会と必要に応じて、臨時会を幹事会が召集する。
- 3) 幹事会は、代表幹事、事務局長、幹事、監査で構成する。
- 4) 幹事会は、必要に応じて代表幹事が召集する。

第7条(議決)

会議の議決は、出席者の過半数の同意によって決し、議決内容は会員により尊重する。

第4章 組織

第8条(種別)

本会は、次の役員をおくことができる。

- 1) 代表幹事及び事務局長(各1名)
- 2) 幹事(若干名)
- 3) 監査(若干名)

第9条(選出)

代表幹事及び事務局長、監査は総会において選出する。

幹事は、代表幹事が指名し、事務局長の同意を得て選任する。

第10条(任期)

役員任期は三ヵ年とし、再任を妨げない。

第11条(事務局)

事務局は、事務局長の下に行う。

第12条(顧問・相談役)

本会の運営の助言を行うために、次の役職を招請することが出来る。

- 1) 顧問
- 2) 相談役

附則

1. 総会において、出席者の2/3以上の賛同のあるときに、本規約の改正・変更ができる。
2. 代表幹事が職務の執行を出来ない場合は、事務局長が監査の同意のもと職務を代行できる。
3. 実施

本規約は平成20年2月7日より実施する。

本規約は平成24年7月6日より実施する。一部改正

本規約は令和7年7月17日より実施する。一部改正